## 総合事業 グランビレッジ倉橋

介護予防・日常生活支援総合事業

# 重要事項説明書

## 当施設は介護保険の指定を受けています 桜井市 第29A0600044号

当事業所はご利用者に対して桜井市介護予防・日常生活総合事業 通所型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上、ご注意いただきたい事を次の通り説明します。

## 〈目 次〉

1.	事業者・		• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
2.	事業所の概	既要・		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
3.	事業実施均	也域及	び営	業師	寺間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
4.	職員の配置	置状況		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
5.	当事業所為	が提供	する	サー	ービ	ス	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
6.	緊急時の対	対応に	つい	て	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
7.	非常災害対	対策に	つい	て	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
8.	高齢者虐待	寺の防	止に	つい	いて	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
9.	身体拘束は	こ関す	る事	項	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
10.	認知症への	り対応	力向	上	こ向	け	た	取	ŋ ;	組	み	に	つ	ſ,	7	•	•	•	•	•	•	•	•	6
11.	契約者及び	/家族	等の	禁」	上行	為	に	つ	ſ,	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
12.	苦情受付に	こつい	て・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	$6 \sim 7$
◎重	要事項説明	月の了	承お	よて	が個	人	情	報	<i>の</i> ;	利	用	に	あ	た	つ	て	0)	同	意	書	•	•	•	8~11
<b>◎</b> 別	表・・・		• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12~14
	(1)介護保险	食給付	対象	とけ	よる	サ	_	ピ	ス	料:	金	に	つ	ſ,	7									
	(2)介護保障	食給付	対象	とか	よら	な	<b>,</b>	サ	_	ピ	ス	料	金	に	つ	\ \	7							
	(3)サービス	ス利用	の中	止、	変	更	,	追	加	に	つ	V.	7											
	(4)利用料金	をのお	支払	いフ	方法																			

- 1. 事業者
- (1) 事業主 社会福祉法人太陽の村
- (2) 事業主所在地 奈良県吉野郡吉野町大字柳 1395 番 1
- (3) 電話番号 0746 - 35 - 9294
- (4) 代表者氏名 理事長 计村 洋子
- (5) 設立年月 平成23年4月1日
- 2. 事業所の概要
- (1) 事業所の種類 桜井市介護予防 • 日常生活支援総合事業 通所型サービス

(平成30年11月1日指定)

桜井市 第29A0600044号

(2) 事業の目的

事業者は、ご利用者に対して利用者が可能な限り、 居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生 活を営む事ができるように通所型のサービスの提供 を行う。

- (3) 事業所の名称 総合事業 グランビレッジ倉橋
- (4) 事業所の所在地 奈良県桜井市大字倉橋1088番1
- (5) 電話番号 0744-46-1005
- (6) 管理者 氏名 牧村 浩志
- (7) 事業所の運営方針 1. 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の従業 者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有 する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出 来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練 の援助を行う事によって、利用者の心身機能の維 持及びその家族の身体的・精神的負担の軽減を図 る。
  - 2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立っ たサービス提供に努める。
  - 3. 事業の運営にあたっては地域との結びつきを重視 し、関係市町村、居宅介護事業者、地域包括支援 センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業 者との綿密な連携を図る。
- 平成30年11月1日 (8) 開設年月
- (9) 利用定員 25名

- 3. 事業実施地域及び営業時間
- (1) 通常の事業の実施区域 桜井市全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日~土曜日

但し年末年始を除く

受付時間 8時30分~17時30分

サービス提供時間 8時30分~16時30分

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して通所介護のサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

#### 〈主な職員の配置状況〉

職 種	職員数
1. 管理者	1名
2. 生活相談員	1名以上
3. 看護職員	1名以上
4. 介護職員	3名以上
5. 機能訓練指導員	1名以上
6. 栄養士	1名以上

- ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。
- 5. 当事業所が提供するサービス概要

当事業所では、ご利用者に対して、以下のサービスを提供します。

- (1) 当施設が提供するサービス
  - ① 介護保険給付によるサービス(別表に記載)
  - ② 介護保険給付外によるサービス (別表に記載)
- (2) 当施設が提供する介護保険給付によるサービス

以下のサービスについては、通常9割又は8割又は7割が介護保険から 給付されます。

#### 〈サービスの概要〉

#### ① 食事

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況、及び嗜好を考慮した食事を提供します。

ご利用者の自立支援のため離床して食事をとっていただく事を原則としています。

·食事時間 11:30~12:30

#### ② 入浴

入浴又は清拭を行います。状態に応じて大浴槽、リフト付き個浴を使用 します。

- ③ 排せつ
- ご利用者の身体状況に合わせた排せつの介助を行います。
- ④ 機能訓練

介護職員又は機能訓練指導員により、ご利用者の心身などの状況に応じて、 日常生活を送るのに必要な機能の維持・回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 送迎サービス

ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

※自己又は家族送迎の場合、送迎中の事故等に関しては、一切の責任を 負いかねます。

#### 6. 緊急時の対応について

ご利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、ご利用者のご家族や主治医、担当ケアマネジャーに連絡を行い、その状況に応じ対応します。原則、ご家族対応となりますが、救急車による搬送に職員が付き添った場合は、施設までのタクシー代など実費負担をお願いいたします。なお、その場合、施設の利用料金と合わせて請求いたします。

#### 7. 非常災害対策について

- (1) 当施設は、感染症や水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、業務を継続的に実施、再開するための計画「業務継続計画(BCP)」等を作成し、ご利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとします。又必要な研修及び訓練を定期的に開催します。
- (2) 防災訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行います。
- (3) 当施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

防火管理者 青山 浩二

防災設備 自動火災通報装置、非常時通報装置消火栓、消火器など

8. 高齢者虐待の防止について

当施設は、ご利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため 次の措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果 について従業者に周知徹底を図ります。

- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

#### 9. 身体拘束に関する事項

当施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及びその他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、 その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的に実施します。

#### 10. 認知症への対応力向上に向けた取り組みについて

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証 を実現するために、介護に直接かかわる職員のうち医療・福祉の資格を有さな いものについては、入職から1年以内に認知症介護基礎研修を修了します。

#### 11. 契約者及び家族等の禁止行為について

契約者及び後見人並びに家族等が事業者や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す等、契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、事業者は文書で解約を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

#### ※サービス利用にあたっての禁止行為

- (1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・誹謗中傷・理不尽なサービスの 要求・業務を妨げるような行為を繰り返す等の迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カ スタマーハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などを インターネットなどに掲載する事

#### 12. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付責任者 管理者 牧村 浩志
- ・苦情受付窓口 総合事業 グランビレッジ倉橋
- · 苦情受付担当者 清水 由香

- ・受付時間 毎週月曜日~土曜日 8:30~17:30電話番号 0744-46-1005
- ・苦情受付ボックスを正面玄関ホールに設置しています。

## (2) 行政機関その他の苦情受付機関

桜井市役所 高齢福祉課	電話番号
奈良県桜井市大字粟殿432-1	$0\ 7\ 4\ 4 - 4\ 2 - 9\ 1\ 1\ 1$
	受付日 平日 (月~金)
	(土、日、祝、年末年始を除く)
	受付時間 9:00~17:15
奈良県国民健康保険連合会	電話番号
奈良県橿原市大久保302-1	$0\ 7\ 4\ 4 - 2\ 1 - 6\ 8\ 1\ 1$
	受付日 平日(月~金)
	(土、日、祝、年末年始を除く)
	受付時間 9:00~17:15
第三者委員	電話番号
奈良県桜井市阿部426-5	0744-43-1061
金澤 好晃	受付時間 9:00~16:00
第三者委員	電話番号
奈良県桜井市倉橋2527	0744-42-3824
中出 喜代廣	受付時間 9:00~16:00

#### 付則

- この重要事項説明書は平成30年11月1日に制定する
- この重要事項説明書は令和元年10月1日に変更制定する
- この重要事項説明書は令和2年1月1日に変更制定する
- この重要事項説明書は令和3年4月1日に変更制定する
- この重要事項説明書は令和3年9月16日に変更制定する
- この重要事項説明書は令和3年11月1日に変更制定する
- この重要事項説明書は令和4年10月1日に変更制定する
- この重要事項説明書は令和6年4月1日に変更制定する
- この重要事項説明書は令和6年6月1日に変更制定する
- この重要事項説明書は令和6年8月1日に変更制定する

## 重要事項説明の了承および個人情報の利用にあたっての同意書

#### 総合事業における個人情報使用について

法人および法人が運営する事業所は、事業の遂行のために必要な個人情報を以下に記する 目的を達成する上で利用します。その際利用する個人情報の種類は最低限の情報とします。 また、本人の同意を得ないで、利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しま せん。

#### (1) 個人情報を法人(法人が運営する事業所を含む)内部で利用する際の目的

個人情報の種類	利用目的
ご利用者の介護保険被保険者証に記載され	(介護サービス等に関するもの)
ている情報(氏名、住所、生年月日、被保	① 介護サービス、相談支援サービス
険者番号、要介護度、居宅介護支援事業所)	② 委託費等の請求・収受、補助金・収受に関
連絡先、心身の状況に関する情報、健康や	する事務
医療に関する情報、住居や生活に関する情	③ 利用料その他費用の請求・収受に関する事
報、家族等に関する情報、主治医に関する	務、収納状況の確認、未払金の督促
情報、介護保険サービスの利用状況に関す	④ 利用時・退居時の管理
る情報、その他、入居者に対して介護保険	⑤ 事故報告書、リスクマネジメント業務
等サービスを提供するために必要な情報。	⑥ 苦情等の対応
	(介護サービス以外のもの)
	① 実習生・研修生・ボランティアの指導
	② 管理運営業務
	③ サービス向上・改善の為の事例研究・調査
	研究
	④ 統計資料の作成
	(介護保険事務)
	① 介護報酬の請求・受領
	② その他の介護保険関係事務
利用料の自動引き落しをする口座の名義人	利用者の自動引き落しをする場合
氏名、口座番号	
サービスご利用者の家族等の氏名、ご利用	緊急時の連絡
者との続柄、連絡先	

## (2) 個人情報を法人外へ提供する際の利用目的

個人情報種類	提供先	利用目的
ご利用者の介護	ご利用者の介護予防支援事	介護サービス等を提供するため。
保険被保険者証	業者または地域包括センタ	① 介護予防支援事業者または地域包括支援セ
に記載されてい	_	ンターとの連携(サービス担当者会議等)
る(氏名、住所、		② 介護予防支援事業者または地域包括支援セ
生年月日、被保険		ンターからの照会への回答
者番号、要介護	ご利用者にサービスを提供	居宅介護支援サービスを提供するため。
度、居宅介護支援	する他の介護サービス事業	① ご利用者にサービスを提供する他のサービ
事業所)、連絡先、	者、社会福祉施設、医療機	ス事業者、社会福祉施設、医療機関等との連
心身の状況に関	関等	携(サービス担当者会議等)
する情報、介護に		② 他のサービス事業者、社会福祉施設、医療機
関する情報、健康		関等への照会
や医療に関する	ご利用者に関する都道府	ご利用者に提供する福祉サービスについて
情報、住居や生活	県、市区村、福祉の措置の	都道府県、市区町村、福祉の措置の実施機関(身
に関する情報、家	実施機関等	体障がい者更正相談所、福祉事務所等) 等との協
族に関する情報、		議、連絡調整、これらの機関から求められる報
主治医に関する		告・連絡・相談等
情報、介護保険サ	ご利用者の家族等	ご利用者の心身の状況について家族等への説
ービスの利用状		明
況に関する情報、	保険会社等	ご利用者に対する損害賠償等に関する保険会
その他入居者に		社等への相談または届け出
対して介護保険	ボランティア	ボランティアがご利用者の介護等に参加する
等サービスを提		ときの指導
供するために必	実習・研修生	実習・研修生への指導
要な情報	業務委託先の事業者	サービスの提供に関わる業務の一部(送迎、食事、
	およびそれに準ずる活動を	清掃、医療、歯科医療、医薬、理美容、設備管理、
	行う団体・個人	買い物代行等)の外部委託者や個人への委託
	保険者·国民健康保険連合	介護報酬の支払いを受ける場合
	会等の審査支払機関	
	措置費・支援費等の請求先、	措置費、支援費等の支払い、委託費、補助金等
	委託費、補助金等の申請先	の交付を受ける場合
	外部監査機関、評価機関等	事業所あるいは法人が福祉情報公開および第3
		者評価を受審する場合
	他の事業所及び希望者等	ホームページや機関誌への写真を掲載する
	提供先	場合

サービスご利用	ご利用料の支払いを中継す	利用料の自動引き落しをする場合					
者の氏名、口座番	る金融機関等						
号							
本人の同意を得	次に該当する場合、事業所	あるいは法人は、あらかじめご利用者本人の同					
ることなく個人	意を得ることなく、個人情報	を取り扱う事が出来るものとします。但し、そ					
情報を取り扱う	の必要かつ合理的な範囲とし	ます。					
場合	a. 法令に基づくとき						
	b. 人の生命・身体または財	産を保護するために緊急に必要がある場合で、					
	ご利用者本人の同意を得	ご利用者本人の同意を得ることが困難であるとき。					
	c. 公衆衛生の向上等の為に	c. 公衆衛生の向上等の為に特に必要がある場合で、ご利用者本人の同意を					
	得ることが困難であると	得ることが困難であるとき。					
	d. 国の機関もしくは地方公	共団体またはその委託を受けたものが、法令に					
	定める事務を遂行するこ	定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、					
	ご利用者本人の同意を得	ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすお					
	それがあるとき。						
個人情報の適正	事業所あるいは法人は、前述	の利用目的に沿って、必要最小限の個人情報を					
管理	入居者本人の同意を得た上で	な 収集し、これを適正に管理します。尚、個人情					
	報の開示・訂正・追加・第三	者への提供等の請求については、事務所にお申					
	し出ください。ご利用者本人	確認の上、速やかに対応致します。					

施設内・ご利用者・ご家族への通信での写真、動画の使用について

(同意します・同意しません)

ホームページ・SNS などへの写真や動画の投稿・季刊誌への掲載について

(同意します・同意しません)

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項及び個人情報の利用にあたっての説明を行いました。

		令和	年	月	日
・日常生活支援総合事業 グランビレッジ倉橋					
説明者	職種				
	氏名				ED

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供開始に了承・同意しました。その上で、私は契約書第10条に基づき、貴施設がサービスを提供する上の必要な内容は上記に記載されたもので、その説明を受け、私及び私の家族の個人情報を、収集・保有・利用及び個人情報使用についての提出先へ提供することに同意します。

利用者	住所	
	氏名	<u>(ii)</u>
保証人	住所	
	氏名	<u>(1)</u>

※この重要事項説明書は、厚生省第37号(平成11年3月31日)第8条の 規定に基づき作成したものです。

## 別表 利用料金(令和6年8月1日現在)

〈介護保険の給付対象となるサービスについて〉

## (1) 介護保険の対象となるサービス

サービスの利用料金は、ご利用者の要支援度に応じて異なります。

予防型デイ	1割負担	2割負担	3割負担
1月の中で4回			
までの週1回利	436	872	1,308
用単位			
1月の中で8回			
までの週2回利	447	894	1,341
用単位			

予防型デイ	1割負担	2割負担	3割負担
1月の中で5回			
以上の利用単位	1,798	3,596	5,394
(週1回)			
1月の中で9回			
以上の利用単位	3,621	$7,\!242$	10,863
(週2回)			

## <ご利用者の加算> 該当するもののみ算定

加算	1割	2割	3割	単位
予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(包括)	163	326	489	月
予防型デイサービス介護職員等処遇改善加算Ⅱ(回数)	40	80	120	П
予防型デイサービス科学的介護推進体制加算	40	80	120	月

#### 利用料金の計算

- ・桜井市は地域区分が7級地のため、加算により計画した単位数に10.14を乗じた金額の1割、2割または3割が自己負担になります。
- ・介護保険の利用者負担については、市町村より発行される負担割合証に記載されております割合にて計算させていただきます。
- (2)介護保険の給付対象とならないサービスについて 利用料金の全額をご利用者にご負担いただきます。

#### 〈サービスの内容と利用料金〉

- ① 介護保険給付の支給限度額を超える通所介護のサービス 介護保険給付の限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利 用料金の全額がご利用者の負担となります。
- ② レクリエーション、クラブ活動 ご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただ く事ができます。
  - ・材料費等は必要に応じて実費相当をいただきます。
- ③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者にご負担いただく事が適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

- ・食費(1回 おやつ代込み) 650円
- おやつ代(1回 食事はしないで、おやつだけ提供した場合)110円

・尿とりパッド 12円・リハビリパンツ、オムツ等 77円・教養娯楽費(1回) 50円

・その他諸経費 実費相当

#### ④ 施設利用時の病院受診についての費用

施設利用時に急病、急変等により病院受診が必要になった場合は施設からご連絡させていただきますので原則、家族様対応となります。

※経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当額に変更する場合があります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明いたします。

#### (3) 利用の中止、変更、追加

- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日、自宅に到着後、利用の 中止の申し出をされた場合、食事代として下記の料金をお支払いただ く場合があります。ただし、体調不良等の正当な事由があり、やむを 得ず連絡が出来ない場合は、この限りではありません。
- ① 当日朝8時までに連絡があった場合、キャンセル料は頂きません。
- ② 当日朝8時以降にキャンセルとなった場合は、キャンセル料として食材料費等実費相当分の650円を頂きます。

#### (4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月の10日(金融機関が定休日等の場合は翌営業日)にご請求しますので、毎月20日までにお支払いください。

グランビレッジ 倉橋では「ゆうちょ銀行」に口座を開設していただき、その口座から自動振替のお願いをしております。または「大和信用銀行」への自動振替も出来ますのでご相談ください。

指定銀行 ゆうちょ銀行

店名 四五八 店番 458

口座番号 2792492 (普通預金)

口座名義 社会福祉法人太陽の村 【 フク)タイヨウノムラ】

指定銀行 大和信用金庫 榛原支店

口座番号 2089196

口座名義 社会福祉法人太陽の村 【 フク)タイヨウノムラ】

#### ※サービス利用上の留意事項

- ・ご利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を お支払いただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護 保険から払い戻されます。(償還払い)
- ・償還払いとなる場合、ご利用者が介護給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご 利用者の負担額を変更します。